入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月29日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社 八王子支社長　金野　行延

1　工事概要

(1) 工事名　　　中央自動車道　小仏トンネル他２施設ＣＣＴＶ設備工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）

(2) 工事場所　　自）東京都八王子市宇津木町
至）山梨県都留市つる

(3) 工事内容　　　本工事は、中央自動車道の小仏トンネルにおけるＣＣＴＶ設備の老朽化に伴う更新工事及び大月保全ＳＣ管内におけるトンネル坑口監視用ＣＣＴＶ設備の新設工事を行うものであり、これに伴う機器製作、据付、配管配線及び試験調整等一切の工事を行うものである。

(4) 工事概算数量
・小仏トンネルＣＣＴＶ設備　　　更新　　３２台
・大月トンネル坑口監視用ＣＣＴＶ新設　　　２台
・花咲トンネル坑口監視用ＣＣＴＶ新設　　　２台

(5) 工期　　　　契約締結日の翌日から360日間

(6) 本工事は、全ての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

(7) 本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

(8) 本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

(9) 本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

(10) 本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。

(11) 本工事の契約の締結は電子契約による。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」に登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次表に示す地理的条件に該当する者であること。

地理的条件	八王子支社管内（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県及び岐阜県）に建設業法の許可に基づく本・支社（店）又は営業所を有すること。

(5) 平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成 14 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

項　目	同種工事
交通情報設備工事	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事 ①機器の製作（他社への依頼製作を含む） ②機器の設置 ③試験調整
交通規制	断面交通量 2.5 万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事
※各項目の施工実績が同一工事である必要はない。	

(6) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者及び現場代理人を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成 14 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。

① 主任（監理）技術者にあっては、本工事に 1 名配置するものとし、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

④ 主任（監理）技術者が平成 14 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が施

工実績を満足しない場合は、施工実績を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）なお、配置予定の技術者は、複数候補を挙げることが出来るものとする。

項　目	同種工事
交通情報設備工事	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
交通規制	断面交通量１万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事
※各項目の施工実績が同一工事である必要はない。また、すべての項目の経験を同一の者が有している必要はない。	

(7) 主要設置予定機器等評価

①本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、平成 14 年度以降に次表に示す同種機器の納入実績が有ること。

主要機器	「施設機材仕様書集　中日本高速道路株式会社」によるＣＣＴＶ設備 ・カメラ部　　　・制御部
同種機器	公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②主要機器の保守技術支援体制があること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

(8) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域2」において、資格登録停止を受けていないこと。

(9) 当該工種について、NEXCO中日本での平成22年度、平成23年度における各年度の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。ただし、各年度の実績が無い場合は65点とする。

(10) 記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び配置予定技術者の経験などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、以下に示すとおり。

(2) 技術評価項目及び技術評価指標

ア）企業の評価について

技術評価項目	技術評価指標
①工事成績	「交通情報設備工事」の工事成績評定点

NEXCO（東・中・西）会社が発注した「交通情報設備工事」で、平成22年度から応募までにしゅん功認定を受けた工事の工事成績評定点（提出する工事成績評定は１件）	優：85点以上 良：80点以上～85点未満 可：80点未満又は実績無し
②表彰 NEXCO（東・中・西）会社が発注した工事で、平成22年度から応募までにしゅん功認定を受けた工事の優良工事表彰（表彰状・感謝状等）の有無	工事の表彰実績 優：会長・社長・支社長表彰 良：所長・安全協議会表彰及びこれらに相当する表彰 可：表彰無し
③企業体制 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001、ISO14001の認証状況について評価 優：ISO9001、ISO14001の両方を認証取得済 良：ISO9001、ISO14001のいずれかを認証取得済 可：未取得

・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

イ）配置予定技術者の評価について

技術評価項目	技術評価指標
④技術者の保有資格 主任（監理）技術者又は現場代理人の保有する資格	保有資格（１級又は２級電気工事施工管理技士）の有無 有：資格を保有 無：資格無し
⑤技術者の施工実績（光ケーブル） 旧ＪＨ又はNEXCO（東・中・西）会社が発注した工事で、平成14年度から応募までにしゅん功認定を受けた工事での光通信ケーブル等損傷事故防止監理者として携わった工事の施工実績	光通信ケーブル等損傷事故防止監理者として携わった工事の施工実績 有：実績有り 無：実績無し
⑥技術者の施工実績（工事成績） NEXCO（東・中・西）会社が発注した「交通情報設備工事」で、主任（監理）技術者又は現場代理人として携わった平成22年度から応募までにしゅん功認定を受けた工事の工事成績評定点（提出する工事成績評定は１件）	「交通情報設備工事」の工事成績評定点 優：85点以上 良：80点以上～85点未満 可：80点未満又は実績無し

・配置予定技術者の組合せが複数ある場合は、最低評価となる組合せで評価する。
・技術評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

ウ）総合的なコスト縮減の評価について

技術評価項目	技術評価指標
⑦保証条件等 （無償保証期間）	ＣＣＴＶ設備の無償保証期間（製品保証※注１）は、5年以上の提案があった場合は、最長の評価数値（但し10年を限度とする。）を10点、0年を0点とし、その他の提案は評価数値に応じ按分した点数（少数第3位を四捨

	五入し小数第2位とする。）を付与するものとし、5年以上の提案が無かった場合は、5年を10点、0年を0点として按分した点数を付与する。提案年数は整数とする。

※注１）求める製品保証の内容

次に示す保証対象外の事由以外の故障や損傷の復旧に要する一切の修理費用とする。

＜保証対象外の事由＞

- ・使用上の誤り及び製品並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
- ・製品の改造や指定品以外の部品の使用に起因した故障や損傷
- ・他の機器に起因して受けた故障や損傷
- ・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没等）により生じた故障や損傷
- ・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧等による故障や損傷
- ・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
- ・消耗品や付属品の交換
- ・各部の通常の使用による汚れ
- ・故障や損傷に起因して、また故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のため NEXCO が自ら実施した調査、機能の補完対応、監視などの費用

(3) 技術評価点の付与方法

ア）企業の評価について【判定方式】

技術評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用（α：0.1）
①工事成績	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
②表彰	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0
③企業体制	優	10	1
	良	5	0.5
	可	0	0

イ）配置予定技術者の評価について【判定方式】

技術評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用（α：0.1）
④技術者の保有資格	有	10	1
	無	0	0
⑤技術者の施工実績（光ケーブル）	有	10	1
	無	0	0
⑥技術者の施工実績（工事成績）	優	20	2
	良	10	1
	可	0	0

ウ）総合的なコスト縮減の評価について【判定方式】

技術評価項目	判定	項目別配点	総合評価点算出用（α：0.1）

⑦保証条件等 （無償保証期間）	年数（整数）	最長値:10 ～0年:0	1～0

(4) 落札者の決定方法

技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①総合評価点：(技術評価点×α) + (価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③価格評価点：100-200 (P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：最低入札価格

(5) (4) において、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 配置予定技術者に関する事項

技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大5点減点及び契約書に基づく請負代金の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(7) 総合的なコスト縮減に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その修補または損害賠償を請求する。

4　入札手続等

(1) 担当部局

〒192 - 8648　東京都八王子市宇津木町231

中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　経理チーム

電話　042－691－1171（代）

(2) 技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

① 交付期間：入札公告日から平成24年12月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 交付方法：上記(2)①の期間内に下記アドレス宛必要事項を記載の上、メールにて図書交付希望の申請を行う。メール受領確認後、送信されたアドレス宛に電子データで図書を交付する。

図書交付希望受付アドレス：hachioji.tosyokoufu@c-nexco.co.jp

上記アドレス宛に「希望する工事名」「会社名」「代表者名」「住所」「連絡先(TEL/FAX)」「担当者名」「送付希望先メールアドレス」を記載の上、メールにて申請をすること。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料及び技術評価資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び技術評価資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

① 提出期間：平成24年11月29日（木）から平成24年12月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

② 提出場所：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子ファイルの容量が合計２ＭＢを超える場合又は紙入札方式参加の届出を行った場合は、記４（３）①の期間に、記４（１）に郵送すること（書留郵便にて提出期限内必着とする。）

(4) 開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期間

（ア）電子入札による入札

平成25年1月24日（木）午前10時～平成25年1月31日（木）午後4時

（イ）(紙入札方式参加の届出を行った場合)

平成25年1月24日（木）午前10時～平成25年1月31日（木）午後4時

上記期間内に、記4(1)に郵送すること(書留郵便にて提出期限内必着とする。)

②開札日時：平成25年2月1日（金）午後1時30分

③開札場所：中日本高速道路株式会社　八王子支社

5　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除

②契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(7) 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(8) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
(9) 提出された申請書等は、原則として返却しない。
(10) 手続における交渉の有無　　無
(11) 契約書作成の要否　　要
(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　　無
(13) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記4 (1) に同じ。
(14) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4 (3) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(15) 詳細は技術資料作成要領による。

以　上